

工学部学生 各位

教場試験及び定期試験における受験上の注意事項

工学部専攻教育科目教場試験及び定期試験の受験に際しては、下記の点に留意すること。

記

1. 試験中は、試験監督の指示により学生証の提示を求められることがある。
2. 万一、学生証を紛失又は試験当日忘れた者は、試験室に入室する前に工学部等教務課(建築学科の科目については人社系学務課、筑紫キャンパスで実施される融合基礎工学科の科目については融合基礎工学科事務室)で受験証明書の交付を受けて受験すること。
3. 試験監督の指示にも関わらず、学生証又は受験証明書を提示せずに受験したことが発見された場合は、その試験答案は無効となることがある。
4. 答案は必ず提出すること。いかなる理由があっても答案を持ち帰ることはできない。
5. 試験開始15分経過後は入室できない。また、20分経過しなければ退室できない。(但し、試験科目毎に特に指示がある場合は、その指示に従うこと)
6. 下記①～④の不正受験行為及び⑤の指示違反があった時には、退出させ処分を行う。

不正受験行為の処分は、当該学期(前期・後期)の専攻教育科目の実験、実習、演習を除いた全ての履修を無効とする。

指示違反の処分は、当該科目の履修を無効とする。

【不正受験行為】

- ①本人以外に受験させること
- ②カンニングをすること及びそれを幫助すること
- ③使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと
- ④その他、試験の正常な実施を妨げる行為をすること

【指示違反】

- ⑤試験時間(試験開始前後を含む)において試験監督者の指示・注意等に従わないこと

※ トイレ又は体調不良等により、試験室を退出する場合には、試験監督者に申し出ること。

※ 携帯電話の電源はあらかじめ切っておくこと。